

公安委員会 決 裁 資 料	令和6年度定期監査(後期)結果及び同結果に基づき改善措置の通知	令和7年6月25日 会 計 課
県監査委員による定期監査（後期）結果において、是正又は改善を要する文書注意事項について、地方自治法第199条第14項の規定により、講じた改善等の措置を公安委員会から監査委員あてに通知するもの。 1 監査実施期間 令和6年9月18日から令和7年2月19日までの間 2 実施者 監査委員4名（松藺英昭、大藺豊、おさだ康秀、松田浩孝） 3 受監所属（29所属） (1) 警察本部出先機関 7所属 (2) 警察署 22所属 4 監査結果 (1) 指摘事項 なし (2) 文書注意事項 14所属 ア パソコンの物品事故 … 2所属4件 イ 公用車事故に伴うもの…14所属84件 5 改善等の措置 (1) パソコンの物品事故防止 ・ パソコンの適正利用・管理にかかる指導教養、注意喚起シールの貼付。 ・ パソコン下にスタンド等を設置し、水濡れ防止策を施す。 (2) 公用車事故防止 ・ 幹部等による具体的な公用車事故防止指示の徹底。 ・ 公用車事故分析に基づく運転訓練の継続的实施。 ・ 公用車事故防止に関するグループ検討会の実施。 ・ 各所属で独自の公用車事故防止留意事項等を策定し、朝礼等の集合行事で唱和等を行い意識付け。		